

報道機関各位

青森県農林水産部総合販売戦略課長
(公 印 省 略)

「地産地消で元気あおもり！青森のテイクアウトができる飲食店」
紹介ページの開設及び新たに掲載する飲食店の募集について

県では、県内飲食店のテイクアウトへの参入を促進するとともに、県産食材の需要拡大を図るため、令和3年11月22日から令和4年2月10日まで、「地産地消で元気あおもり『飲食店テイクアウトキャンペーン』」を実施したところです。

このキャンペーンに参加した飲食店については、引き続き、あおもり産品情報サイト「青森のうまいものたち」に開設した紹介ページ「地産地消で元気あおもり！青森のテイクアウトができる飲食店」で情報発信しており、新たに掲載を希望する飲食店を下記のとおり募集しますので、周知してくださるようお願いします。

なお、取材の際はマスクの着用等、感染症防止対策に御配慮ください。

記

- 1 「地産地消で元気あおもり！青森のテイクアウトができる飲食店」紹介ページ「青森のうまいものたち」内のページで、県産食材を使用したテイクアウトメニューを提供している県内飲食店を紹介している。

▶ <https://umai-aomori.jp/takeoutshops/>



- 2 掲載店舗の募集について

(1) 対象

「地産地消で元気あおもり！青森のテイクアウトができる飲食店」紹介ページに新たに掲載を希望する飲食店

(2) 掲載基準や申込方法等

別添「掲載要領」のとおり

<参考>

あおもり産品情報サイト「青森のうまいものたち」

青森県農林水産部総合販売戦略課が運営する Web サイトで、青森の農林水産物や加工品など、“あおもり産品”の情報を発信している。

▶ <https://www.umai-aomori.jp>

報道機関用提供資料	
担当課 担当者	農林水産部総合販売戦略課 戦略推進グループ GM 佐藤 芳憲
電話番号	直通 017-734-9571 内線 5005
報道監	農林水産部 次長（農商工連携推進監）近藤 幹三 内線 4967

**あおもり産品情報サイト「青森のうまいものたち」における
「地産地消で元気あおもり！青森のテイクアウトができる飲食店」紹介ページへの掲載要領**

1 掲載基準

「地産地消で元気あおもり！青森のテイクアウトができる飲食店」紹介ページへの掲載は、次に掲げる項目をすべて満たしていることを条件とします。

- (1) 青森県内に飲食店の住所を有すること
- (2) 青森県産農林水産物や青森県内企業が製造している加工品を使用したテイクアウトメニューを提供していること
- (3) 日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の中分類[76飲食店]に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に基づく「飲食店営業」の許可を得ていること
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていないこと

2 掲載内容

「地産地消で元気あおもり！青森のテイクアウトができる飲食店」紹介ページには、以下の項目を掲載します。

- (1) 店舗名
- (2) ジャンル（和食、洋食、中華、韓国料理、イタリアン、麺類、焼肉、お好み焼・焼きそば・たこ焼、軽食、その他）
- (3) 住所
- (4) 電話番号
- (5) 営業時間
- (6) 定休日
- (7) 受取可能時間
- (8) 事前予約の有無
- (9) 当日予約の可否
- (10) 青森県産食材を使用しているテイクアウトメニュー名、使用している青森県産食材及び税込価格
- (11) 上記メニューに係る画像（1枚）
- (12) ホームページのURL

3 掲載料

無料

4 掲載期間

当面の間継続して掲載しますが、管理者は予告なしに、当該ページへの掲載を終了することがあります。

5 申込方法

掲載を希望する場合は、申込フォーム (<https://umai-aomori.jp/takeoutshops/applicationform/>) に必要事項を入力の上、送信してください。

6 注意事項

(1) 掲載された場合は、次の事項を遵守してください。

ア 商品についての問い合わせに係る一切については、各飲食店の責任者において処理すること

イ 「地産地消で元気あおもり！青森のテイクアウトができる飲食店」紹介ページの運営に必要な情報を、必要に応じて管理者（青森県農林水産部総合販売戦略課）に無償で提供すること

ウ 必要に応じて管理者が行う状況確認に協力すること

(2) 次の場合は、「地産地消で元気あおもり！青森のテイクアウトができる飲食店」紹介ページへの掲載を終了します。

ア 掲載基準を満たさないことを、管理者が確認した場合

イ 飲食店の責任者からの申し出があった場合

ウ 当該飲食店の営業またはテイクアウトを終了する場合

エ 法令に違反している場合や公序良俗に反する場合など、掲載が不相当と管理者が判断した場合

(3) 次の場合は、管理者へ必ず連絡してください。

ア 飲食店の移転や名称変更、又はテイクアウトを終了する場合

イ 掲載基準を満たさなくなった場合

(4) 「地産地消で元気あおもり！青森のテイクアウトができる飲食店」紹介ページ利用による取引等において発生したトラブルは、当事者間で解決してください。

トラブルの発生及びトラブルにより発生した損害について、管理者は損害賠償その他一切の責任を負わないものとします。